

各都道府県支部と本部を結ぶ

令和3年12月14日

随時発行

全国小売酒販政治連盟

東京都目黒区中目黒2-1-27

Tel 03 (3714) 0172

※速報版のため事後修正の可能性有り

酒政連だより

酒類の価格問題PT 政治連盟要望を反映した新基準案示される



左から)坂本哲志幹事長、橘慶一郎事務局長、田中和徳会長、鈴木馨祐PT座長、加田裕之PT事務局長

令和3年12月13日、自民党「街の酒屋さんを守る国会議員の会」に設置された酒類の価格問題検討プロジェクトチーム（以下、「PT」）が開催されました。

PTには、鈴木馨祐PT座長（衆・神奈川7区）、加田裕之PT事務局長（参・兵庫）のほか、議連幹部として田中和徳会長（衆・神奈川10区）、坂本哲志幹事長（衆・熊本3区）、橘慶一郎事務局長（衆・富山3区）が出席。国税庁田村審議官、郷酒税課長らが基準見直し案（=新基準案）の説明をしました。

実効性・納得感のある新基準案の運用を強く要望



鈴木PT座長へ要望書を手交する吉田会長

示された新基準案は、これまで中央会、政治連盟が各方面に行ってきたリベート及び販管費算出方法の明確化が概ね反映された内容となりました。

しかし、制度が形骸化することなく酒類業者の規模（製造：約3,400場、販売：約18万7千場）に対応した運用がなされることが肝要であること、さらに、そもそもなぜ基準が必要なのか、を改めて訴える要望書を吉田会長より手交、水口事務局長より説明しました。

※詳細につきましては、別紙要望書をご参照ください。

業界の要望を受けた出席議員より次の通り発言がありましたので、紹介します。

田中和徳会長

価格は議連として長年取り組んでいたところ。また議員立法の大きな趣旨が価格問題への対応だ。業界の皆様の見解をよく聞き、鈴木PT座長のもと、この基準の見直しをよく検討し成果を上げていただきたい。

鈴木馨祐PT座長

コロナ禍で大変なご苦勞をされていることと思う。地域の酒販店が商売に繋がりやすい環境をどうつくっていくかを考えなければならない。価格の問題については、業界の皆様より状況を伺い、以前として廉売が続いている状況があることを理解している。

・クリアな線引きは難しいが、明確化できることは明確化する。実態が一番大事で、皆様方が納得感を持てるようなところを目指し、国税庁にも指示をしていく。我々は業界の応援団だ。



加田裕之PT事務局長

酒販店の皆様が行っている様々な地域社会への貢献をよく存じ上げている。地域を守ることも我々政治家の役割だ。

これまでに明らかになった基準の問題点を見直しにより改善するのはもちろん、それがしっかり運用されなければ意味を持たないので、運用状況も注視していく。



12月16日(木)15:30～「街の酒屋さんを守る国会議員の会」総会が開催されます。出席議員及びご発言等につきましては、酒政連だよりにてご報告いたします。

議員連盟入会状況 (R3.12.13 現在)

前回「酒政連だより (令和3年12月3日号)」でお知らせした以降に、新たに「街の酒屋さんを守る国会議員の会」入会された先生を報告いたします。

議員連盟は、酒販店の一番の応援団であり、酒販店や地元の状況を知っていただくため大切な存在です。引き続き、地元議員への積極的な加入勧奨をお願いします。また、その旨本部へご連絡ください。随時、本部としても訪問し、加入勧奨に向けたフォローを行います。

氏名	選挙区	(※敬称略)
城内 実	衆・静岡7区	
塩谷 立	衆・静岡8区	
石原 正敬	衆・三重3区	
鈴木 英敬	衆・三重4区	
小島 敏文	衆・広島6区	
後藤田正純	衆・徳島1区	
三木 亨	参・比例代表	

街の酒屋さんを守る国会議員の会
酒類の価格問題 PT
座 長 鈴木 馨祐 先生
事務局長 加田 裕之 先生

全国小売酒販政治連
会 長 吉田 精孝



酒類の公正な取引に関する基準の見直しに関する要望書

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より酒類小売業界に対する深いご理解を賜り心より御礼申し上げます。

平成 29 年 6 月に施行された「酒類の公正な取引に関する基準（以下、「基準」）」の見直しが来年に予定されており、その検討を行うため PT を立ち上げていただきましたこと改めて感謝申し上げます。

4 事務年度を通じ把握された基準の問題点が、今般の見直しにおいて改善されることを期待している一方、制度が形骸化することなく酒類業者の規模（製造：約 3,400 場、販売：約 18 万 7 千場）に対応した運用がなされることが肝要です。

つきましては、基準の見直し、運用について次の通り要望申し上げます。

謹白

記

一、酒類業者全体の規模に応じた体制の構築を求めます。

酒類はその特殊性から、適切な販売管理が必要な商品です。

WHO「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略（2010 年 5 月採択）」では、各国の対応として、アルコールの入手性や価格政策への積極的な関与を求めています。

特に酒類の価格は、国民の健康や安全に直結する問題であり、基準が重要な役割を担っていることは明らかです。立法の趣旨に鑑みた厳格運用のため、生販併せて約 19 万場の規模に応じた行政人員の確保、拡充等、実効性を担保するための体制の構築をお願い申し上げます。

一、個人の商売が活かされる最低限の価格のルールを求めます。

“街の酒屋”は地域に根差した存在です。消費者の利益には、利便性や価格といった短期的な要素だけではなく、個人の商売を活かすことによって守られる地域の安心安全、挨拶や声掛けによる温かさ、お祭りや地域活動で知ることのできる地域の魅力や愛着といった、長い期間に育まれる文化、地域に根差す者がつくりだすお金に換算できない利益もあります。

力の強い大規模な事業者だけが生き残れる社会ではなく、酒類規制の世界的な潮流を勘案した適正なルールのもと、それぞれの土俵で切磋琢磨できるような温かみのある社会であってほしいと願っています。

我々も引き続き、街の酒屋として、地域の役割を引き続き果たして参りますので、基準施行後の問題点の解消を図り、実効性のある今後 5 年間の新基準を策定して頂くよう様、切にお願い申し上げます。

以上